

町 会 々 則

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は阿佐谷南3丁目耆睦町会と称し事務所を会長宅に置く。
- 第 2 条 本会は阿佐谷南3丁目東地域に居住する者、又は事務所、店舗を有する者を以って組織する。

第二章 目的及事業

- 第 3 条 本会は防災防犯、保健衛生等の対策を主とし併て会員の福祉の増進と相互の親睦を図り明朗かつ親しみのある街づくりを目的とする。

- 第 4 条 本会は前条の目的達成のために下記各部を設置し事業を行う。

総 務 部 庶務企画会議の記録、各部の連絡を担当し他の部に属しない事項を掌る。

防 災 部 阿佐谷南3丁目耆睦町会防災会規約第2条の目的に依り会員相互の理念に基づき自主的な防災意識の高揚を図るとともに防災態勢の充実強化を組織的に推進し会員の生命財産を守る。

防 犯 部 (兼アパート防犯部) 警察署、防犯協会等と密接なる連携を図り侵入盗犯、屋外盗犯の防止、少年の非行防止、覚せい剤禍根絶、等の防止、通報連絡、等の防犯運動を効果的に実施する。

保健衛生部 ・住民の環境美化運動・保健衛生運動に協力
・緑を守りふやして育てる運動に協力
・清掃施設の見学、清掃美化運動に協力
(殺虫剤散布)
・清掃功労者候補の表彰推薦
・保健所の指示により各種の保健衛生に協力
・資源回収事業の実施及びリサイクル運動に協力

婦 人 部 会員相互の親睦を図り、婦人相互の社会的、文化的

資質の向上のための事業を行う。

交 通 部 所轄警察署交通部及び交通関係団体の指導連絡のもとに町会内の交通安全及び通学児童の保護を期する諸事業を行い事故防止に協力し有事の際は適切なる処置を講ずる。

青 少 年 部 青少年の健全保護、育成、及び補導事業の協力を行う。

文 化 部 会員の文化向上のため、厚生、福祉、祭礼、講演会、見学会、親睦旅行、リクレーション等の事業を積極的に推進する。

第三章 役 員

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会 長	壹 名
副 会 長	若干名
会 計	貳 名
各部担当者	若干名
班 長	若干名
監 査	貳 名

第 6 条 会長、副会長、監査は総会に於て選出し之を定める。会計、各部担当者は、会長指名し、班長は原則として各班内に於て選出し会長が委嘱する。顧問、相談役、参与は役員会に於て選出し会長が委嘱する。

第 7 条 会長は本会を代表し会務を統轄し、副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこの職務を代行する。
会計監事は本会の会計を監査する。

第 8 条 会計は本会の経理を担当し予算決算に関する事務処理、経理帳簿保管に関する事項、金銭出納保管に関する事項、会員の関係協会団体等の交流のために要する費用の収支、に関する事項等の職務を担当する。

第 9 条 監査は業務の活動を円滑にするために会の経理を監査し総会に報告しなければならない。

第 10 条 役員の任期を2年とする。但し再選を妨げず。
役員に欠員を生じた時は役員会に於て選任し、その任期は前任者の残任期間とする。
役員は任期満了後も後任者の就任するまで其の任務を行うものとする。

第四章 会 議

第 11 条 会議を分けて総会及役員会とする。
定期総会は毎年事業年度終了後1ヶ月以内に開催し事業及び会計報告を行う。臨時総会は会員過半数又は役員会が必要と認めた時は会長が之を召集する。
総会は会員の出席者を以って成立し議事の成立は出席者の過半数を以って決する。
役員会は必要に応じて適時会長之を召集する。

第五章 会 費

第 12 条 本会の経費其の他の収入を以って充てる。
会費は月額 150 円とする。
但し共同住宅の場合は準世帯として月額 100 円とする。

第六章 慶 弔 規 定

第 13 条 本会会員及び其の家族に対する慶弔金の贈呈を行う。
会員又は家族の死去に際し哀悼の意を表し弔慰金を贈る。
会員及配偶者、会員の家族 金五千円
70 才になられた方に敬老金として金五千円を贈る。

第 14 条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第 15 条 本会の会則は総会出席者の過半数の同意があれば変更する事が出来る。

第 16 条 本会則に明記なき事項については役員会の議決を経て之を定める。

第 17 条 本会は昭和 59 年 3 月 1 日より実施する。

◎改正 第 14 条 平成 28 年度 第 37 回定期総会にて